

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき
翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則
鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委告示 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

規則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則をここに公布する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県有料道路料金徴収条例（昭和四十年六月鳥取県条例第二十六号）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(通行券の発行)

第二条 知事は、料金の納入を受けた場合は、通行券を発行するものとする。

(通行券の種類及び型式)

第三条 通行券の種類は、普通券及び回数券とし、その型式は、別表のとおりとする。

(回数券の割引率)

第四条 回数券の割引率は、三十一回券にあつては一回分、百十回券にあつては十回分とする。

(回数券の払戻し)

第五条 既に発行した回数券については、払戻しを行なわない。

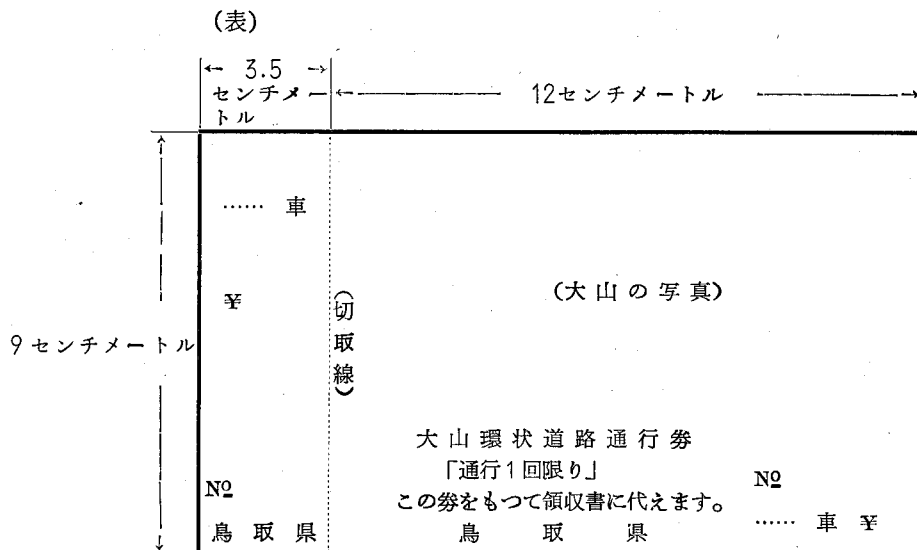
(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、料金の徴収に關し必要な事項は、知事が別に定める。

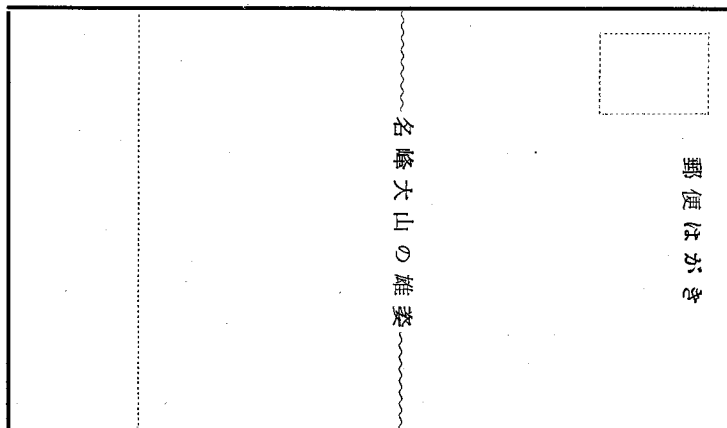
附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表
普通券



(裏)



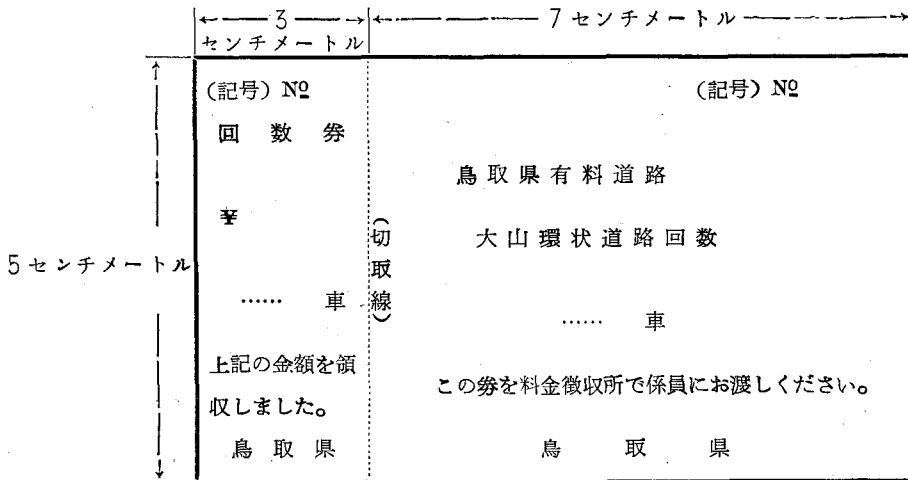
注 1 車種別による通行券の刷色は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------|--------|--|--------|
| 普通乗用自動車 | — 桃色 | 軽自動車、小型二輪自動車、
小型特殊自動車、原
動機付自転車、軽車両 | } — 青色 |
| 普通貨物自動車 | — 茶色 | | |
| 小型乗用自動車 | } — 緑色 | | |
| ” 貨物自動車 | | | |
| 乗合型自動車(路線) | — 黒色 | | |
| 乗合型自動車(その他) | } — 灰色 | | |
| 大型特殊自動車 | | | |

2 Noは、赤刷とする。

00949

回数券



- 注 1 回数券は、31回券及び110回券とする。
- 2 この券面には、鼠の地紋を入れるものとし、その車種別の刷色及び記号は、次のとおりとする。
- 普通乗用自動車 — 桃色 — A
 - 普通貨物自動車 — 茶色 — B
 - 小型乗用自動車 } — 緑色 — C
 - 小型貨物自動車 }
 - 乗合型自動車(路線) — 黄色 — D
 - 乗合型自動車(その他) } — 灰色 — E
 - 大型特殊自動車 }
 - 軽自動車、小型二輪自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両 } — 青色 — F
- 3 110回券については、中央に赤色の横線2本を入れる。
- 4 記号及びNOは、赤刷とする。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

建築課 住宅係、指導係、一般
営繕係、学校営繕係 を 建築課

住宅管理係、住宅建設係、指導係、一般営繕係、学校営繕係 に改める。

第七十九条の表中 「歯科」 を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「所長」を「所長(第三号に掲げるものを除く。)」に改め、「行政考査員」を削り、「院長」を「院長(第三号に掲げる

ものを除く。)」に改め、「局長補佐」及び「副行政考査員」を削り、「行政考査員補・行政連絡員」を「行政主幹・商務主幹」に改め、「商務員」を削る。

別表第三号中「病院長・副病院長」を「院長(病院の院長に限る。)」
副院長・所長(保健所の所長に限る。)」に改め、「歯科医師」を削る。

別表第六号中「・歯科技工士」を削る。
別表第九号中「・副車庫長」を削り、「技工」を「技工・畜産技術」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「知事の事務部局」の下に「及び地方労働委員会の事務部局」を加え、同条第一号から第三号までを削る。

第六条中「及び土木出張所長は」を「土木出張所長及び地方労働委員会事務局長は」に改める。

別表を次のように改める。

別表

評 定 区 分 表

土保福県 木社税 出張健事事 所務務所			本 庁					所 属 機 関						
右 以 外 の 職 員	駐 在 所 長	係 長	右 以 外 の 職 員	主 係 長 中 海 干 拓 室 米 子 分 室 長 員	職 員 診 療 所 長 員	副 長 員 長 員	給 與 室 長 員	県 史 編 纂 室 長 員	広 報 主 室 長 員	経 理 室 長 員	出 納 室 長 員	副 長 員	課 長 員 佐 佐 長 員	被 評 定 者
駐 在 所 長	課 長	所 長	に あ つ て は 課 長 補 佐	主 係 員 診 療 所 長 員	中 海 干 拓 室 長 員	給 與 室 長 員	県 史 編 纂 室 長 員	広 報 主 室 長 員	経 理 室 長 員	出 納 室 長 員	課 長 員	課 長 員	第 一 次 評 定 者	
課 長	所 長	主 管 部 長	出 納 室 長	中 海 干 拓 室 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長	第 二 次 評 定 者	
B	A		B					A					記 区 号 分	

保育専門学院 整肢学園 積善学園 皆成学園 奨徳学校			水産試験場 林業試験場 蚕業試験場 中家畜試験場 畜産試験場 農業試験場 果樹試験場 工業試験場 衛生試験場			干拓事業所 蚕業指導所 家畜保健衛生所 病虫害防除所 農業改良普及所			地方農林振興局		
右以外の職員	総務課長 医務課長 主任	事務次長 事務次長 事務次長	右以外の職員	室長 科長 係長 分長 場長	次長 主任 係長 分長 場長	右以外の職員	次長 主任 係長 分長 場長	右以外の職員 主任 係長 分長 場長	主任 係長 分長 場長	主任 係長 分長 場長	
総務課長 医務課長 主任	あかたつては かなない学校 事務次長又は つては校長(園)長 学校(学園)長 校長をお	事務次長 事務次長 事務次長	室科係分場	次長をおかない所(場)長 主任 係長 分長 場長	次長をおかない所にあつては所長 主任 係長 分長 場長	次長をおかない所にあつては所長 主任 係長 分長 場長	主任 係長 分長 場長	主任 係長 分長 場長	主任 係長 分長 場長	係をおかない課にあつては課長 主任 係長 分長 場長	
院園校		院園	場所	場	主	所	地方農林振興局長	主任	局長	所	
長長		長長	長長	長長	長長	長長	長長	長長	長長	長長	
B	A		B	A		B	A	B	A		

地方労働委員会 局会	右以外の地方機 関					大東 阪事 務所 所	病 院				
課長 補佐長 右以外の職員	右以外の職員	係長	次長	機関の長(管理職手当の支給を受ける者を除く。)	員所長及び次長以外の職員	右以外の職員	事務科所属の職員	婦長	係長 務長	総薬室長 婦長 長長長	
課長 次長	次長及び係長をおか ない機関にあつては機 関の長	係長 係長をおかない機関に あつては次長	次長 次長をおかない機関に あつては機関の長	機関の長 機関の長	本庁の主管課長	次長 総薬室長 婦長 長長長	係長	総務長	事務長	副院長 長	
局長 次局長	機関の長	機関の長	機関の長	主管部長	主管部長	所長 副院長 院長	事務長	院長	院長	院長	
B A	B		A			B	B		A		

備考

- 1 評定者である参事、副参事又は課長補佐が二名以上おかれている課(室)にあつては、これらの者のうちから課(室)長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二名以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。
- 2 被評定者及び評定者のうち主任とは、内部組織の長である主任とする。

附則

この訓令は、昭和四十年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項の五等級の欄中「主任」を「主任」に改め、同表の知事の事務部局の東京事務所の中「主任」を

「行政連絡局長」を「行政主幹」に改め、同表の
 「行政連絡員」を「行政主幹」に改め、同表の
 「行政連絡員」を「行政主幹」に改め、同表の

知事の事務部局の大阪事務所の項中

「神戸貿易事務局長」を「行政主幹」に改める。
 「神戸貿易事務主幹」を「行政主幹」に改める。

「神戸貿易事務局長」

「商務員」

を

別表第六を次のように改める。

別表第六

医療職給料表(一) 等級別区分表

組織名	区分		職名	職名	職名	職名	職名
	本庁	(職員診療所)					
知事の事務部局	病	保健所	院長	副院長	室医	長	副医
	院	所	長	長	課	長	副医
知事の事務部局	整	肢学園	園長		医	長	医
	院	園	長		所	長	医
知事の事務部局	病	院	院長	副院長	室医	長	副医
	院	所	長	長	課	長	副医
知事の事務部局	整	肢学園	園長		医	長	医
	院	園	長		所	長	医
知事の事務部局	病	院	院長	副院長	室医	長	副医
	院	所	長	長	課	長	副医

別表第七の知事の事務部局の保健所の項中

知事の事務部局の病院の項中

衛生技師 薬剤師 レントゲン技師 吏員である栄養士 吏員である歯科衛生士 技士 理療師	衛生技師 薬剤師 レントゲン技師 吏員である栄養士 吏員である歯科衛生士 技士 理療師	衛生技師 薬剤師 レントゲン技師 吏員である栄養士 吏員である歯科衛生士 技士 理療師
技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士
技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士

に改め、同表の

を

を

衛生技師 薬剤師 レントゲン技師 吏員である栄養士 技士 理療師	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士	技師補 レントゲン士 栄養士 歯科衛生士 歯科技工士 理療士
---	---	---

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、医師及び歯科医師」を「及び医師」に改め、同条第二項第一号中「、歯科衛生士、歯科技工士」を削り、同条同項第三号中「、歯科技工士」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

「	病院長	」
副	副院長	」
事務	事務長	」
長	長	
	を	
	「	」
	院長	
	副	
	副院長	
	事務	
	事務長	
	長	
	」	
	に	
	改	
	め	

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のように改正し、昭和四十年十月一日から施行する。

昭和四十年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

一の項中「、歯科医師の職」及び「、歯科技工士」を削る。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】